

# 石川県公報

平成23年8月5日

第12413号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目 次

告 示		公 告	
介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	漁業災害補償法第105条第1項第2号口の規定による 加入区(区域及び区分)の設定の一部改正 (水産課)	5
介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる 機関の指定 (同)	1	石川県証紙売りさばき人指定の一部改正(出納室)	5
介護扶助のための施設介護を担当させる機関の指定 (同)	2	石川県証紙代金収納計器取扱人の指定の全部改正 (同)	5
介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指 定 (同)	2	公 告	
介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当 させる機関の指定 (同)	2	大規模小売店舗の変更の届出の公告(経営支援課)	6
介護支援給付のための施設介護を担当させる機関の指 定 (同)	3	大規模小売店舗の変更の届出の公告(同)	7
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域 の指定(廃棄物対策課)	3	都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	7
家畜伝染病の発生の届出(農業安全課)	3	公安委員会	
保安林の指定施業要件の変更予定(森林管理課)	3	警備員検定の実施公告	7
		監査委員	
		定期監査結果公表	8
		財政的援助団体等監査結果公表	10

## 告 示

### 石川県告示第321号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年8月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 つどい	加賀市小塩町3161番地1	小規模多機能ホーム いらっせ湖城	加賀市湖城町3丁目125番地	平成23年4月1日
株式会社 寿	小松市八幡口41番地12	ディサービス 愛	小松市八幡口41番地12	平成23年4月2日
クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー37階	クオール薬局 かほく店	かほく市内日角4丁目13番地1	平成23年4月13日
医療法人社団 勝木会	小松市大文字町88番地	通所介護 やわたデイスタジオ	小松市八幡イ12番地7	平成23年5月1日

### 石川県告示第322号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年8月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 シブヤ	加賀市松が丘1丁目 17番地12	居宅介護支援相談室 みつ ばち	加賀市松が丘1丁目 7番地31	平成23年 4月1日

**石川県告示第323号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年8月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

施設介護事業者		施設介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 英寿会	鹿島郡中能登町浅井 る部106番地	上坂クリニック	七尾市相生町72番地	平成23年 3月1日

**石川県告示第324号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年8月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 つどい	加賀市小塩町3161番地1	小規模多機能ホーム いら っせ湖城	加賀市湖城町3丁目 125番地	平成23年 4月1日
株式会社 寿	小松市八幡口41番地 12	ディサービス 愛	小松市八幡口41番地 12	平成23年 4月2日
クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4 丁目3番1号 城山 トラストタワー37階	クオール薬局 かほく店	かほく市内日角4丁 目13番地1	平成23年 4月13日
医療法人社団 勝木会	小松市大文字町88番 地	通所介護 やわたデイス タジオ	小松市八幡イ12番地 7	平成23年 5月1日

**石川県告示第325号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年8月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 シブヤ	加賀市松が丘1丁目 17番地12	居宅介護支援相談室 みつ ばち	加賀市松が丘1丁目 7番地31	平成23年 4月1日

## 石川県告示第326号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年8月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

施設介護事業者		施設介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 英寿会	鹿島郡中能登町浅井 ろ部106番地	上坂クリニック	七尾市相生町72番地	平成23年 3月1日

## 石川県告示第327号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成23年8月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分
3	七尾市国分町ス10番の一部、ス11番の一部、ス12番1の一部、ス13番甲の一部、ス13番乙の一部、ス14番甲の一部、ス14番乙の一部、ス15番1の一部、ス16番甲の一部、ス16番乙の一部、ス17番の一部、ス18番の一部、ス19番の一部、ス44番1及びス44番2並びに七尾市般若野町ヨ42番の一部、ヨ43番の一部、ヨ44番の一部、ヨ45番の一部、ヨ46番の一部、ヨ47番の一部、ヨ48番の一部及びヨ50番の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号に掲げる埋立地

## 石川県告示第328号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜伝染病の発生について次のとおり届出があった。

平成23年8月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

病 名	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生数	発 生 年 月 日	発 生 地
ヨーネ病	牛	患 畜	1頭	平成23年7月27日	能登町

## 石川県告示第329号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年8月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鹿島郡中能登町井田レ4の5から4の10まで、井田ツ3の6、3の8、3の23、3の24
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鹿島郡中能登町井田ツ3の6、3の8、高畠原山分ホ1、高畠寺12、高畠寺136、138、武部中ノ坂35から39まで、武部親谷2の1、金丸又う96、97、能登部下へ11、金丸武 5の1、金丸武壱6の6、6の19、武部上ヶ谷内22、23、井田口52の乙、55
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鹿島郡中能登町能登部下ト9の1
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成元年10月11日石川県告示第561号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 
- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成3年1月29日農林水産省告示第百十二号(二に係るものに限る。)
- 3 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 
- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鹿島郡中能登町能登部下イ22、金丸九6、上後山ミ5、6の甲、6の1、能登部上エ20
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 石川県告示第330号

漁業災害補償法第105条第1項第2号口の規定による加入区(区域及び区分)の設定(平成16年石川県告示第461号。以下「告示第461号」という。)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

なお、改正後の告示第461号は、この告示の施行の日以後に共済責任期間の開始する共済契約について適用し、同日前に共済責任期間の開始した共済契約については、なお従前の例による。

平成23年8月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の蛸島加入区の項区分の欄 中「主として」を削る。

#### 石川県告示第331号

石川県証紙売りさばき人指定(昭和48年石川県告示第380号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成23年8月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

2の金沢市の表1の項中「社団法人 石川県自動車会議所」を「一般社団法人 石川県自動車会議所」に、「金沢市入江町」を「金沢市入江3丁目」に改め、同表11の項中「小寺 昭久」を「浅田 秀雄」に改める。

#### 石川県告示第332号

石川県証紙代金収納計器取扱人の指定(昭和47年石川県告示第521号)の全部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成23年8月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

収納計器取扱人名	収納計器取扱人住所	収納計器取扱場所
一般社団法人 石川県自動車会議所	金沢市入江3丁目	同左

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成23年8月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ナッピィモール  
七尾市藤野町口部4番ほか49筆
- 変更した事項
  - 大規模小売店舗の名称  
(変更前) サンナナオ東部ショッピングセンター  
(変更後) ナッピィモール
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 山成商事株式会社  
代表取締役社長 山口 成俊  
七尾市作事町80番地  
ほか12者  
(変更後) 山成商事株式会社  
代表取締役社長 山口 成俊  
七尾市作事町80番地  
ほか12者
- 変更の年月日  
平成23年4月23日
- 変更する理由  
名称の変更、小売業者においては代表者や住所の変更及び退店や新規入店のため。
- 届出年月日  
平成23年7月29日
- 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び七尾市産業部産業振興課
- 届出等の縦覧期間  
平成23年8月5日から同年12月5日まで
- 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先  
平成23年12月5日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成23年8月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナッピーモール

七尾市藤野町口部4番ほか49筆

## 2 変更しようとする事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 510台

(変更後) 247台

## (2) 駐車場の自動車の出入口の位置

## 3 変更する年月日

平成23年8月1日 2(2)の変更(駐車場の自動車の出入口の位置の変更)

平成24年4月1日 2(1)の変更(駐車場の位置及び収容台数の変更)

## 4 変更する理由

2(2)の変更 前面道路(国道159号線)拡幅に伴う変更

2(1)の変更 指針による駐車台数に合わせた駐車台数の変更

## 5 届出年月日

平成23年7月29日

## 6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び七尾市産業部産業振興課

## 7 届出等の縦覧期間

平成23年8月5日から同年12月5日まで

## 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成23年12月5日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

## 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成23年8月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
金沢都市計画地区計画(大河端地区)	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課

## 公 安 委 員 会

## 警備員検定の実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により次

のとおり公示します。

平成23年8月5日

石川 県 公 安 委 員 会

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級並びに受検定員  
貴重品運搬警備業務 2級 定員 30人
- 2 検定実施日時  
平成23年11月6日(日) 午前10時から午後5時まで
- 3 検定実施場所  
石川県金沢市鞍月一丁目1番地  
石川県警察本部
- 4 検定申請の手続
  - (1) 受付期間  
平成23年10月17日(月)から10月21日(金)までの午前9時から午後5時まで
  - (2) 検定申請書の提出先  
住所地を管轄する警察署又は検定申請者が警備員である場合にはその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署
  - (3) 提出書類
    - ア 検定申請書 1通
    - イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉
    - ウ 住所地を管轄する警察署に提出する者にとっては、申請者の住所地を疎明する書面
    - エ 検定申請者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する者にとっては、申請者が当該営業所に属することを疎明する書面
- 5 検定手数料  
検定手数料16,000円を石川県証紙により納入すること。なお、既納の検定手数料は還付しない。
- 6 受検票の交付  
検定申請書を提出したのものに対しては、後日提出先の警察署において受検票を交付する。
- 7 成績証明書  
検定終了後、検定合格者に成績証明書を交付する。
- 8 問い合わせ先  
石川県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可指導係  
電話 076 - 225 - 0110 (内線3023)

**監 査 委 員**

定期監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、平成22年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年8月5日

石川県監査委員	藤	井	義	弘
同	米	光	正	次
同	安	田	慎	一
同	織	田	静	代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監査の対象	監 査 の 結 果
石川土木総合事務所	平成23年7月1日	平成23年4月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。



中能登農林総合事務所	平成23年7月4日	平成22年度決算	〃
奥能登土木総合事務所	平成23年7月5, 6日	〃	〃
奥能登農林総合事務所	〃	〃	〃
中能登土木総合事務所	平成23年7月8日	平成23年4月末日現在	〃
県央土木総合事務所	平成23年7月11日	〃	〃
南加賀土木総合事務所	〃	〃	〃
南加賀農林総合事務所	平成23年7月12日	〃	〃
(港湾課) 港湾土地造成事業	平成23年7月19日	平成22年度決算	〃
(水道企業課) 水道用水供給事業	〃	〃	〃
中央病院	〃	〃	〃
高松病院	〃	〃	〃
県民文化局 企画調整室	平成23年7月20日	〃	〃
県民交流課	〃	〃	〃
県民生活課	〃	〃	〃
文化振興課	〃	〃	〃
男女共同参画課 女性センター	〃	〃	〃
企画振興部 企画調整室	〃	〃	〃
企画課	〃	〃	〃
地域振興課	〃	〃	〃
情報政策課	〃	〃	〃
空港企画課	〃	〃	〃
新幹線・交通対策監室	〃	〃	〃
環境部 企画調整室	平成23年7月21日	〃	〃
環境政策課	〃	〃	委託料の支出事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないように十分注意してください。
地球温暖化対策室	〃	〃	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
水環境創造課	〃	〃	〃
廃棄物対策課	〃	〃	〃
里山創成室	〃	〃	〃
自然環境課	〃	〃	〃
健康福祉部 企画調整室	平成23年7月25日	〃	〃
厚生政策課	〃	〃	〃
長寿社会課	〃	〃	〃
障害保健福祉課	〃	〃	〃
医療対策課	〃	〃	〃
地域医療推進室	〃	〃	〃
県立中央病院建設推進室	〃	〃	〃
健康推進課	〃	〃	〃
薬事衛生課 南部小動物管理指導センター	平成23年7月26日	〃	〃
少子化対策監室 いしかわ子ども交流センター	〃	〃	〃
商工労働部 企画調整室	〃	〃	〃

産 業 政 策 課	"	"	"
産 業 立 地 課	"	"	"
経 営 支 援 課 計 量 検 定 所	"	"	公用車の交通事故が発生しています。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意してください。
労 働 企 画 課	"	"	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
危 機 対 策 課	"	"	"
消 防 保 安 課	"	"	"
労 働 委 員 会 事 務 局	平成23年7月29日	"	"
出 納 室	"	"	"
監 査 委 員 事 務 局	"	"	"

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成22年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年8月5日

石川県監査委員 藤 井 義 弘  
同 米 光 正 次  
同 安 田 慎 一  
同 織 田 静 代

監 査 箇 所 名	監 査 年 月 日	監 査 の 結 果
石 川 県 道 路 公 社	平成23年7月6日	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
財団法人石川県地場産業振興センター	平成23年7月14日	"
財団法人いしかわまちづくり技術センター	"	"
石 川 県 土 地 開 発 公 社	"	"
石 川 県 住 宅 供 給 公 社	"	"
財 団 法 人 奥 能 登 開 発 公 社	"	"
社 団 法 人 石 川 県 農 業 開 発 公 社	"	"
財 団 法 人 石 川 県 林 業 公 社	"	"
財 団 法 人 石 川 県 産 業 創 出 支 援 機 構	"	"
財 団 法 人 石 川 県 県 民 ふ れ あ い 公 社	"	"